

海藻農法普及協議会会則

(目的)

第1条 この会は、鳥取・島根両県の第一次産業・製造業・卸売業・小売業・サービス業・行政機関が連携を図り、地域資源である中海の海藻を活用した新たな発想や取組による他にない第一次産業と地元産業の発展と地域づくりを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、海藻農法普及協議会と称する。

(活動)

第3条 本会は目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 漁業・農業の新たな分野に関する情報収集及び調査活動
- (2) 漁業・農業の改善発展に関する研修活動・コンサルタント活動
- (3) 会員相互の情報交換及び異業種・消費者などとの交流活動、イベントの開催
- (4) 漁業・農業・農業法人への人材育成（障害者・I・Uターンの就労など）の活動
- (5) 海藻農法でできた農産物への承認および販売促進・コンサルタント活動
- (6) 上記に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事項

(会員資格)

第4条 本会の会員は、この会の趣旨に賛同する第一次産業従事者・企業・NPO法人・行政機関とする。

(加入・脱退等)

第5条 加入・脱退に当たっては、加入申込書又は脱退届を会長に提出し、役員会の承認を受けなければならない。

- 2 会員が次の各号の1つに該当したときは、会員の資格を失する。
 - (1) 法人が解散し又は破産したとき。
 - (2) 会費を納入せず、督促後なお該当年度末までに会費を納入しないとき。

(除名)

第6条 会員が次の各号の1つに該当したときは、総会の決議を経て、その会員を除名することができる。

- (1) 本会の規約または総会の決議に違反する行為をしたとき。
- (2) 本会の名誉を著しく損する行為をしたとき。

(会費)

第7条 会費は年会費とし年度当初に納入するものとする。なお、会費は第一次産業 3,000円・企業 20,000円・NPO法人 10,000円とする。また、行政機関からは会費を徴収しない。

(本会の役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名 副会長1名
 - (2) その他役員 5名以内
 - (3) 監事1名
- 2 役員は次に掲げる職務を行う。
- (1) 会長は、この会を代表し、その業務を総理する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
 - (3) 役員は、役員会を構成し、この会則の定め及び役員会の議決に基づき、この会の業務を執行する。
 - (4) 監事は、役員業務執行の状況及びこの会の財産の状況を監査し、これを総会に報告する。また、役員業務執行の状況又はこの会の財産の状況について、役員に意見を述べ、若しくは役員会の招集を請求できる。
- 3 役員を選出は会員の中から総会にて選出・承認されるものとする。
- 4 役員費用弁償は支払うことができるものとし、その額は別に定めることとする。
- 5 顧問をおくことができる。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(総会)

第10条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 総会は会員を持って構成する。
- 3 総会は以下の事項について議決する。
 - (1) 会則の変更
 - (2) 事業計画及び収支予算並びにその変更
 - (3) 事業報告及び収支決算
 - (4) 役員選任又は解任及び職務
 - (5) 会を解散する場合の地位の承継者
 - (6) その他会の運営に関する重要事項
- 4 通常総会は、毎事業年度一回開催する。
- 5 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 役員会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
- 6 総会の議長はその総会において出席した会員の中から選出する。
- 7 総会は会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。
- 8 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員はほかの会員を代理人として評決を委任することができる。

(役員会)

第11条 役員会は役員をもって構成するものとし、協議会運営の方針については役員会の場で決定するものとする。

2 事業活動の実施に必要な部会を設置することができる。

(事務局)

第12条 この会の事務局は、特定非営利活動法人未来守りネットワーク（鳥取県境港市大正町38番地）に置くこととする。

(事業年度)

第13条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(附則) この規約は、平成23年4月1日から施行する。